様　式６

助産所開設届出事項中一部変更届出書（助産師開設）の記載要領

事　　案	厚生労働省令で定める開設届出事項を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第４条第３項		
提出期限	変更後 10 日以内	様　式	６
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	（１）管理者の変更の場合 ・助産師免許証の写し（原本照合必要）並びに履歴書 （２）業務に従事する助産師の変更の場合 ・助産師免許証の写し（原本照合必要）並びに履歴書 （３）敷地面積の変更の場合 ・新旧の敷地平面図 （４）建物の構造概要の変更の場合 ・新旧の建物平面図 （５）嘱託医師又は病院又は診療所（有床診療所）の変更の場合（分娩を取り扱う場合） ・嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」 （医療法施行規則第 15 条の２第１項関係） ・嘱託病院又は診療所（有床診療所）に係る「嘱託した旨の書類」 （医療法施行規則第 15 条の２第２、３項関係） ・出張のみで分娩を取り扱う場合に定めた病院又は有床診療所に係る「定めたことを確認できる書類」（医療法施行規則第 15 条の３関係）		
提出部数	２　部		
手数料	なし		

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	■　開設者の住所・氏名の変更の場合は、変更後のものを記載する。 ■　開設者住所には、開設者である助産師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。
１．開設者の住所・氏名	■　開設者の住所・氏名の変更の場合は、変更後のものを記載する。 ■　この届で変更しない場合は、開設届出書の開設者の住所・氏名（変更があった場合は届け出た開設者の住所・氏名）を記載する。 ■　開設者助産師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■　「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■　氏名には、開設者である助産師個人の氏名を記載する。 ■　電話番号は、開設者の電話番号を記載する。
２．助産所の名称	■　助産所の名称の変更の場合は、変更後のものを記載する。 この届で変更しない場合は、開設届出書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
３．開設の場所	■　助産所の開設の場所の変更の場合は、変更後のものを記載する。 この届で変更しない場合は、開設届出書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）を記載する。 ■　「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■　ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。 ■　電話番号等は、開設した助産所の電話番号等を記載する。
４．変更事項	■　該当する変更事項欄の□にレ（チェックマーク）を記載する。

様　式６

助産所開設届出事項中一部変更届出書（助産師開設）の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
５．変更理由	■　変更理由を詳細に記載する。
６．変更年月日	■　実際に変更した日を記載する。
７．変更内容	
①開設者及び管理者の住所・氏名	■　助産師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■　氏名は、助産師個人の氏名を記載する。 （留意事項） 開設者については婚姻による改姓、引越しによる住所変更等、開設者そのものの交代のない場合に限る。 なお、開設者の交代の場合は、旧開設者の助産所をいったん廃止し、新開設者により新たに助産所を開設する手続きが必要。 管理者については改姓、引越し等管理者が交代しない場合のほか、事前に助産所管理者設置許可を受けて行う管理者の交代の場合もこの届を使用して管理者の変更を行うこと。
②助産所の名称	■　医療法に違反する名称でないこと。 ■　原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 （開設者の姓）助産所、又は（開設者の姓）助産院 ■　原則として、地名を使用しないこと。 ■　その他、医療広告ガイドラインに反したり、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は使用しないこと。
③開設の場所	■　「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 ■　ビル内での開設の場合は、「○×ビル○階」とビルの名称と階数まで記載する。 （留意事項） 街区変更等により住居表示に変更が生じた場合等、助産所の開設の場所そのものは変更のない場合に限る。なお、移転による住所の変更の場合は、廃止・開設の手続きが必要。
④助産師その他の従業員の定員	■　助産師とその他（助産師以外）の従業員に区分して記載する。 ■　開設者が定めた助産所業務を提供するに必要な人員を記載する。
⑤敷地面積及び平面図	■　助産所にかかる敷地面積を記載する。（小数点第２位まで） ■　敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。 ■　新旧の敷地平面図を添付すること。

様　式６

助産所開設届出事項中一部変更届出書（助産師開設）の記載要領

<table>
<tr><td colspan="3">様式の記載要領及び留意事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥建物の構造概要及び
平面図</td><td>■　新旧の建物平面図を添付すること。
■　入所室（入所定員）に変更がある場合は、最終ページの入所室数及び入所定員内訳表も記載すること。
（留意事項）
入所室に変更がある場合は、変更した後の入所室を使用する前に、助産所構造設備使用許可（様式７）を受けること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>変更内容</td><td>■　該当する変更事項欄の□にレ（チェックマーク）を記載する。</td></tr>
<tr><td>１．新・増築</td><td>■　助産所面積（建物延面積）が増加する場合に記載する。
■　建築延面積は、当該助産所の建物の各階床面積の合計を記載する。ビル内の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。（小数点第２位まで）
■　助産所面積は、当該建物のうち助産所部分の面積を記載する。（小数点第２位まで）
■　変更面積は、新面積から旧面積を差し引きした面積を記載する。（小数点第２位まで）
■　構造種別は、「鉄筋コンクリート」「鉄骨」「木」等を記載する。
■　新・増築建物の構造概要については、助産所に新たに設けられたそれぞれの室ごとに、その室のある階数、室名、用途、面積（小数点第２位まで）を記載する。
用途が入所室の場合は入所定員も記載する。</td></tr>
<tr><td>２．建物の
除却</td><td>■　助産所面積（建物延面積）が減少する場合に記載する。
■　記載要領は「１．新・増築」の場合に同じ。</td></tr>
<tr><td>３．各室の
用途変更
４．改造</td><td>■　助産所面積（建物延面積）について増減がない場合に記載する。
■　用途変更又は改造されたそれぞれの室ごとに、その室のある階数、新旧の室名、用途、面積（小数点第２位まで）を記載する。
用途が入所室の場合は入所定員も記載する。
■　改造により各室の区画を分割・統合する場合は、区画ごとに床面積の小計を記載する。（新旧の床面積の小計は一致するように記載すること）</td></tr>
</table>

様　式６

助産所開設届出事項中一部変更届出書（助産師開設）の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
	（留意事項） ■　<u>階段の必要数及び構造基準</u> （１）２階以上の階に入所室がある場合、入所する母子が使用する屋内直通階段を設置すること。 （２）３階以上の階に入所室がある場合、避難に支障がないように２以上の避難階段が設けられていること。 ただし、上記の屋内直通階段が、建築基準法施行令第 123 条第１項の規定を満たしている場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 ■　<u>助産所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。</u>（助産所として一体性を有していること） （１）助産所と居宅が併設されている場合 ・助産所と居宅の出入口、階段等が別々に設けられ、独立した出入りが可能で、内部においても明確に区画されていること。 （２）ビル内の場合 ・ビルの階段、廊下、店舗、事務所等と助産所が明確に区画されていること。 ・助産所が複数のフロアーにまたがる場合は、助産所内の行き来に支障が無いよう、助産所専用の階段、エレベーター等（屋内直通階段）が必要。 ■　<u>内部構造については、原則として必要な各室が独立していること。</u> （１）待合室、受付、分娩室、入所室が区画され、それぞれ独立していること。 （２）各室の区画は、少なくともパーテーションを使用したものであって、天井から床まで区画されていること。（カーテン、アコーディオンカーテン等は不可） （３）患者のプライバシーに配慮した区画及び構造とすること。 ■　<u>入所室を設ける場合</u> （１）助産所は、同時に 10 人以上の妊婦、産婦又はじょく婦を入所させてはならない。（10 人以上の入所施設を有してはならない） （２）入所室は、地階又は３階以上の階には設けないこと。 ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、３階以上の階に設けることができる。 （３）入所室の面積は、内法によって測定することとし、一母子を入所させるにあっては一母子につき 6.3 ㎡以上、二母子以上を入所させるものにあっては一母子につき 4.3 ㎡とすること。 有効内法面積の算定にあたっては、備付けの整理タンス、洋服タンス、浴室、洗面所等、容易に移動できないものについては、入所室の面積から除外すること。 （４）入所室を有する助産所は、床面積９㎡以上の分娩室を設けること。 ただし、分娩を取り扱わないものについては、この限りでない。

様　式６

助産所開設届出事項中一部変更届出書（助産師開設）の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
⑦開設者が他に開設、管理する助産所、及び勤務する病院、診療所、助産所	（１）この変更届の助産所以外に助産所を開設している場合、その助産所の開設場所、名称に変更があった場合に変更前後の開設場所、名称を記載する。 新たに開設する場合には、新の欄に開設場所、名称を、旧の欄には「(新規開設)」と記載する。 廃止の場合は、新の欄に「(廃止)」と記載し、旧の欄に廃止した助産所の開設場所、名称を記載する。 （２）この変更届の助産所以外に助産所を管理している場合、その助産所の開設場所、名称に変更があった場合に変更前後の開設場所、名称を記載する。 新規開設、及び廃止の場合の記載要領は上記（１）に同じ。 新規開設ではない既設の他の助産所の管理者に新たに就任した場合は、新の欄にその助産所の開設場所、名称を、旧の欄には「(管理者就任)」と記載する。 廃止以外の理由で他の助産所の管理者を辞任した場合は、新の欄に「(管理者辞任)」と記載し、旧の欄に管理者を辞任した助産所の開設場所、名称を記載する。 （３）この変更届の助産所以外の病院等に勤務している場合、その病院等の開設場所、名称に変更があった場合に変更前後の開設場所、名称を記載する。 新しく勤務する場合は、新の欄に就職した病院等の開設場所、名称を、旧の欄には「(就職)」と記載する。 勤務を辞める場合は、新の欄に「(離職)」と記載し、旧の欄に離職した病院等の開設場所、名称を記載する。 (留意事項) 助産所の開設者（その助産所の管理者でなければならない）が、他の助産所を開設、管理すること又は他の病院等に勤務することは原則認められないので、特別な事情がある場合は事前に保健所へ相談すること。 上記の（１）、（２）の新規開設及び管理者就任の場合、事前に２か所管理許可又は管理者設置許可が必要。 上記の（３）の新たに就職する場合、勤務先管理者（院長）の同意書の添付が必要。
⑧同時に２以上開設した場合の助産所	■　この変更届の助産所の開設時に同時に他の助産所を開設している場合、その助産所の開設場所、名称に変更があった場合に変更前後の開設場所、名称を記載する。 廃止の場合は、新の欄に「(廃止)」と記載し、旧の欄に廃止した助産所の開設場所、名称を記載する。
⑨業務に従事する助産師の氏名	■　氏名は、従事助産師個人の氏名を記載する。 ■　従事助産師の婚姻による改姓等、従事助産師の交代のない場合は、新旧の住所、氏名を記載する。 ■　新しく勤務する助産師の場合は、新の欄に氏名を、旧の欄には「(新規採用)」と記載する。 ■　業務に従事していた助産師が辞める場合は、新の欄に「(離職)」と記載し、旧の欄に離職した助産師の住所、氏名を記載する。

様　式６

助産所開設届出事項中一部変更届出書（助産師開設）の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
⑩業務に従事する助産師の勤務の日時	■　業務日は、該当する曜日、時間の欄に〇を記載する。 ■　業務時間は、24 時間制で記載する。（例）午後５時→17:00 ■　従事助産師の交代はなく勤務時間のみの変更の場合は、新旧の欄のいずれにも助産師の氏名を記載し、それぞれ新旧の勤務日、勤務時間を記載する。 ■　新しく業務に従事する助産師（⑨で届出した助産師）については、新の欄に、助産師の氏名及び勤務日、勤務時間を記載する。
⑪嘱託医師の住所及び氏名等 ※ 分娩を取り扱う助産所のみ ※ 出張のみの場合は記載不要	■　嘱託医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■　氏名は、嘱託医師個人の氏名を記載する。 ■　電話番号は、嘱託医師個人の電話番号を記載する。 ■　診療科名は、ａｂのうち該当する記号を〇で囲む。
⑫嘱託病院又は診療所の所在地及び名称等 ※ 分娩を取り扱う助産所のみ ※ 出張のみの場合は記載不要	■　嘱託病院又は診療所の所在地を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■　名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。 ■　電話番号は、嘱託病院又は診療所の電話番号を記載する。 ■　診療科名は、ａｂのうち該当する記号を〇で囲む。 ■　嘱託医師を定めていた助産所が、医療法施行規則第 15 条の２第２項の規定により、嘱託医師に代えて嘱託病院又は診療所を定めた場合は、前の⑪の旧欄にもとの嘱託医師の住所及び氏名等を記載し、この⑫の新の欄に嘱託病院又は診療所の所在地及び名称等を記載する。 （参考法令）医療法施行規則第 15 条の２第１項、第２項 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。 ただし、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所の産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが分娩時等の異常の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。
⑬嘱託医師による対応が困難な場合のための嘱託病院又は有床診療所の所在地及び名称等 ※ 分娩を取り扱う助産所のみ	■　嘱託病院または診療所の所在地を記載する。 ■　「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ■　名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。 ■　電話番号は、嘱託病院または診療所の電話番号を記載する。 ■　診療科名は、ａｂのうち該当する記号を〇で囲む。 （留意事項） 患者を入院させるための施設を有する病院又は有床診療所でなければならない。 （参考法令） 〇医療法施行規則第 15 条の２第３項 助産所の開設者は、嘱託医師による分娩時等の異常に対応することが困難な場合のために、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は有床診療所を、嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならない。

様　式６

助産所開設届出事項中一部変更届出書（助産師開設）の記載要領

⑭その他	■　業務の形態（助産所開設・出張のみ）、分娩の取扱いの有無、助産所の業務日・業務時間等に変更のある場合は、この⑭の欄を使用して変更の届出をする。 （留意事項） 新たに分娩を取り扱うときには同時に⑪と⑬又は⑫と⑬の項目も届け出ること。 ■　開設の場所の電話番号等は、医療機能情報提供制度により届出する項目となっております。

様　式６

助産所開設届出事項中一部変更届出書（助産師開設）の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
○入所室数及び入所定員内訳表	■　入所室数合計の差し引き欄は、新室数から旧室数を差し引きした室数を記載する。 ■　入所定員合計の差し引き欄は、新定員（人数）から旧定員（人数）を差し引きした数（人数）を記載する。 ■　変更前、変更後の各入所室の入所定員を記載する。また、床面積等については、 （１）変更前は、入所定員、床面積（建築基準法の定める壁芯による床面積）の欄に構造設備使用許可を受けている数値を記載する。 （２）変更後は、入所定員、床面積のほか、内法床面積、１人あたりの床面積、採光面積、開放面積も記載する。
内法床面積	■　内法による床面積を記載する。 （留意事項） 有効内法床面積の算定にあたっては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、洗面所等、容易に移動できないものについては、入所室の床面積から除外すること。
１人あたりの床面積	■　内法床面積を入所定員で除して、小数点第２位（第３位を四捨五入）まで算出した数値を記載すること。 （留意事項） １人（１母子）を入所させるものにあっては、6.3 ㎡以上、 ２人（２母子）以上を入所させるものにあっては１人（１母子）につき、4.3 ㎡以上の内法床面積が必要なことに留意すること。
採光面積	■　採光のための窓その他の開口部の面積を記載すること。 （留意事項） 入所室の床面積の７分の１以上の面積が必要。（建築基準法第 28 条） 開口部の採光に有効な面積の算定方法については、建築基準法（建築基準法施行令第 20 条）の定めによること。
開放面積	■　換気のための窓その他の開口部の面積を記載すること。 （留意事項） 入所室の床面積の 20 分の１以上の面積が必要。（建築基準法第 28 条） ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。
	■　入所室名の欄は、それぞれの入所室名を構造設備使用許可を受けているとおりに記載する。 ■　入所室名に変更のある場合は、様式の（例１）のように、旧室名を記載し、矢印（→）の後に新室名を記載する。 ■　差し引き入所定員の欄は、各室ごとに、新定員（人数）から旧定員（人数）を差し引きした数（人数）を記載する。 ■　なお、改造により各室の区画を分割・統合する場合で、この届出の「⑥建物の構造概要及び平面図の４．改造」の欄において、区画ごとに床面積の小計を記載（新旧の床面積の小計が一致するように記載）した場合には、この差し引き入所定員の欄においても小計を記載すること。

様　式６

助産所開設届出事項中一部変更届出書（助産師開設）の記載要領

添付書類の留意事項	
助産師免許証の写し	■　窓口において、許可申請時に添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には免許証の原本もあわせて持参すること。 ■　氏名・本籍地変更により免許証の記載事項の書換えがなされ、裏面にも記載のある場合裏面も必要。
助産師の履歴書	■　本籍地、氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）を記載すること。
新旧敷地平面図	■　敷地面積が分かるよう、敷地平面図のなかに寸法・面積等を記載する。 ■　変更部分が明確に分かるよう、新旧の平面図のどちらについても変更部分を赤線で囲む。
新旧建物平面図	■　建物の構造概要の変更は一部分であっても、助産所全体の平面図を添付し、助産所の総面積を記載する。 助産所が２階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 ■　各室の寸法、面積及び室名を記載する。 ■　変更部分が明確に分かるよう、新旧の平面図のどちらについても変更部分を赤線で囲む。
勤務先管理者（院長）の同意書	■　助産所の開設者（兼管理者）は、当該助産所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点等からやむを得ず他の病院等に勤務する場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。その際、管理する助産所の業務時間が他の病院等での勤務時間と重複していないこと。 ※　同意書には、管理に同意する旨と、病院等での勤務時間及び管理する助産所の業務時間が記載されていること。
業務に従事する助産師の免許証の写し	■　窓口において、許可申請時に添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には免許証の原本もあわせて持参すること。 ■　氏名・本籍地変更により免許証の記載事項の書換えがなされ、裏面にも記載のある場合裏面も必要。
嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」 （医療法施行規則第 15 条の２第１項関係）	■　様式は自由。 ■　嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類（例：契約書の写し、合意書の写し等）」が必要。 （注）「分娩を取り扱わない」場合は添付不要。 「出張のみ」の場合は添付不要。
嘱託病院または診療所（有床診療所）に係る「嘱託した旨の書類」 （医療法施行規則第 15 条の２第２、３項関係） 出張のみで分娩を取り扱う場合に定めた病院又は有床診療所に係る「定めたことを確認できる書類」 （医療法施行規則第 15 条の３関係）	■　様式は自由。 ■　嘱託病院又は診療所に係る「嘱託した旨の書類（例：契約書の写し、合意書の写し等）」が必要。 ■ ■　嘱託病院又は診療所は産科又は産婦人科及び小児科の診療科目を標榜し、分娩時等の異常時に新生児への診療を行うことができ、かつ患者を入院させることができる施設を有すること。（医療法施行規則第 15 条の２第３項） ■　出張のみで分娩を取り扱う場合に定めた病院又は診療所に係る「定めたことを確認できる書類」が必要。 （注）「分娩を取り扱わない」場合は添付不要。